

## 年金 2 (問題)

### 【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5 点、(2)・(3) 各 7 点、(4) 5 点、(5) 6 点 (計 30 点)

(1) 厚生年金基金(以下、「基金」という。)に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。

なお、以下、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第 63 号)」を「平成二十五年改正法」という。

- ア プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の五割程度までは確保していなければならない。ただし、平成十七年四月一日前に設立された基金については「五割」を「三割 (平成二十六年四月一日時点において三割を下回っている基金にあっては平成二十六年四月一日時点における当該水準)」とする。
- イ 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 (平成二十六年厚生労働省令第 20 号)」の第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則第 3 2 条の「掛金の計算に関する基準」において、掛金の額は、標準掛金額と特別掛金額その他の掛金額と区分して定めなければならない。標準掛金額は、年金たる給付および一時金たる給付に要する費用に充てるため徴収する掛金であって原則として将来にわたって平準的に定める必要がある。
- ウ 上乗せ部分を含めて十分な積立水準がある基金については、基金として存続する選択肢もある。この選択肢をとる場合、代行部分の一・五倍かつ最低積立基準額を確保するという法定の存続基準を満たすことが必要になる。基金として存続する場合は、モニタリングの強化が行われるほか、平成二十五年改正法施行後五年後以降は、存続基準を満たさなくなった場合、解散命令の対象となる。
- エ 休職等期間中の加算適用加入員について、「休職等期間の全部または一部」のうち労働協約等に定める退職金の算定対象に含まれていない等の合理的な理由があることにより、加算部分の給付額の算定の基礎としていない部分の全部又は一部について当該加算適用加入員にかかる掛金を拠出しないことができる。
- オ 基金が解散した場合の残余財産については、一時金として分配するほか、平成二十五年改正法を踏まえ、企業年金連合会、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金および中小企業退職金共済への移換を行うことも可能である。

- (2) 「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成九年三月三十一日年発第 1682 号）」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」における、解散に関する代議員会の議決前の手続きについて、次の  ～  を適切な語句で埋めなさい。

第一 解散手続に関する基準

～略～

二 代議員会の議決前の手続き

～略～

(1) 事業主の同意

代議員会における議決前  以内現在における全設立事業所の事業主の  以上の同意を得ていること。

(2) 加入員の同意

代議員会における議決前  以内現在における加入員総数の  以上の同意を得ていること。

(3) 受給者への説明

代議員会の議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る説明を  で行っていること。

(4) 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の  以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その  以上の同意を得ていることをもって足りる。

(5) 企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移換することについての同意

資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の  以上の同意を得ていること。

- (3)「自主解散型基金等の解散に関する特例について(平成二十六年三月二十四日年発 0324 第 3 号)」  
における、納付計画の承認の要件について、次の  ～  を適切な語句で埋めなさい。

### 第三 納付計画

～略～

#### 1 承認要件

(1) (略)

(2) 「年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」とは、次に掲げる事項が一以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。

①

② 加算型の場合で、

③ 代行型の場合で、代行部分に係る  措置のプラスアルファ部分への適用

(3) (略)

(4) 「納付の猶予を受けようとする額の年ごとの設定が合理的なもの」とは、たとえば、 や  については合理的であると認められるものであること。

また、上記以外の方法による設定については、合理的と認められる理由を求めるとともに、必要がある場合には、当該期間に納付できる根拠書類により確認するものとする。

なお、 に配慮し、特に、猶予期間が長期にわたる場合は、 や  を基本とすることとする。

(5) 「事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正なもの」とは、たとえば、、加入員人数による按分方法については適正である認めるものであること。

また、上記以外の方法については、適正であることの理由を求めらるものであること。

なお、 に配慮し、事業主の負担能力に配慮した負担方法となっているものであること。

- (4) 「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」における加算年金の額の算定について、次の  ～  
 を適切な語句で埋めなさい。

第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

～略～

三 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算年金の額の算定等

- ① 加算年金の額の算定は、次のア～カのいずれかの方法によること。なお、基金の加算年金を企業の退職給与規程等に基づく給付金と調整するときは、その他の方法によることができること。

ア～イ (略)

ウ 加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は加算給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの  を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法  
エ～カ (略)

② (略)

- ③ 前記①のウの  は、規約で定める期間ごとに、次のア～オに定めるもの(以下「」という。)を用いて行うものとする。ただし、いずれの  に基づき  を行う場合でも、当該  後の累計額が、当該  を行わなかった場合の累計額を  こと。なお、規約で定める期間ごとに異なる  を規約に定めて用いることができること。

ア 定率

イ  その他の客観的な  であつて、合理的に予測することが可能なもの

ウ

エ～オ (略)

④～⑦ (略)

(5) 次は、現在の公的年金における財政検証に関する記述である。空欄に適切な語句を下の選択肢 (ア) ~ (ツ) の中から選び記号で答えなさい。

平成 16 年年金制度改正において、 が導入されたことにより、それまで行われてきた  計画を策定する財政再計算は行われないこととなった。しかしながら、 の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であり、少なくとも 5 年に一度、「」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①~⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね  年間における見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね  年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令で  による給付水準調整の開始年度を定めること。
- ③  による給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④  による調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証において  による給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了してもおおむね  年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。なお、②に関して、この開始年度は政令で平成 17(2005)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっているが、平成 12(2000)~14(2002)年度の物価スライドの特例の一部が解消されておらず、平成 16 年改正法附則の規定により、現在の平成 26(2014)年度時点においては給付水準調整は行われていない。

また、次の財政検証が予定されている時期までに、給付水準について  が 50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえた財政の見通しを作成することにより、平成 16 年年金制度改正に基づく長期的な収支の均衡が図られているかについて、年金財政の健全性の検証を行うものである。

#### 【選択肢】

- |                |               |               |
|----------------|---------------|---------------|
| (ア) 負担水準       | (イ) 5         | (ウ) 積立金取崩     |
| (エ) 財政健全化      | (オ) 100       | (カ) マクロ経済スライド |
| (キ) 段階保険料方式    | (ク) 平準保険料方式   | (ケ) 保険料固定方式   |
| (コ) 保険料の引上げ    | (サ) 年金数理レポート  | (シ) 国庫負担割合    |
| (ス) 財政の現況及び見通し | (セ) 所得代替率     | (ソ) 10        |
| (タ) 計算基礎率      | (チ) 保険料に対する比率 | (ツ) 収支予測計算    |

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 9 点、(2)・(3) 各 6 点、(4) 9 点 (計 30 点)

(1) 厚生年金基金の解散計画について、次の①~③の各問に答えなさい。

- ① 解散計画における財政の見通しを作成するときに用いることとなる純資産額、および、最低責任準備金の将来予測に用いる利回りの前提についてそれぞれ簡記しなさい。
- ② 解散計画を作成するときの満たすべき基準について簡記しなさい。
- ③ 解散計画を実施している基金が財政計算を行うべき場合に該当したときの取扱いについて簡記しなさい。

(2) 厚生年金基金における代行保険料率について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 代行保険料率を算定すべき該当事由について簡記しなさい。ただし、分割設立、合併、分割、および、厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料を決定する場合については触れなくてよい。
- ② 今年度の厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料を決定する場合における、代行保険料率の算定及び届出について簡記しなさい。ただし、代行保険料率を算定すべき他の該当事由にも共通する取り扱いについては触れなくてよい。

(3) 最低責任準備金の前納について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 最低責任準備金の前納を行う場合の以下の点について簡記しなさい。
  - ・「前納する金額を算出した根拠となる書類」において確認する前納額の合理性について
  - ・前納した厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法について
- ② 最低責任準備金の前納を行うことができる厚生年金基金の要件について簡記しなさい。また、前納を行う場合に留意すべき点について簡記しなさい。

(4) 以下は、ある厚生年金基金(以下、「基金」という。)における平成 26 年度財政決算の財政検証にかかる諸数値である。これに関連し、次の①～③の各問に答えなさい。

平成 26 年度財政決算における諸数値

- ・ 固定資産 ……20,000 百万円
- ・ 流動資産 ……2,000 百万円
- ・ 支払備金 ……2,500 百万円
- ・ 流動負債 ……3,500 百万円
- ・ 最低責任準備金 ……18,000 百万円
- ・ 最低積立基準額 ……24,000 百万円
- ・ 固定資産の財政運営上の評価方式：時価方式
- ・ 平成 27 年度における最低責任準備金の見込み額から  
平成 26 年度の最低責任準備金を控除した額 …… 162 百万円
- ・ 平成 27 年度における最低積立基準額の見込み額から  
平成 26 年度の最低積立基準額を控除した額 …… 54 百万円
- ・ 平成 27 年度における掛金の見込み額 ……1,055 百万円
- ・ 最低責任準備金に対する純資産の比率  
平成 23 年度：0.95、平成 24 年度：0.88、平成 25 年度：0.90
- ・ 最低積立基準額に対する純資産の比率  
平成 23 年度：0.80、平成 24 年度：0.73、平成 25 年度：0.75
- ・ 解散計画および代行返上計画は実施していない。
- ・ 平成 27 年度において特例掛金は設定していない。
- ・ 平成 26 年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成 24 年度における当該比率を下回っていないものとする。

- ① 「厚生年金基金財政運営基準」に定める財政検証の方法について簡記しなさい。ただし、解散計画または代行返上計画を実施中の基金にかかる財政検証については触れなくてよい。
- ② この基金の平成 26 年度財政決算における最低積立基準額及び最低責任準備金の確保にかかる財政計算の必要の有無を答えなさい。解答にあたっては算出過程を示すこと。
- ③ この基金の平成 26 年度財政決算における最低積立基準額及び最低責任準備金の確保のための方法として、積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法を用いた場合の、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することが可能な特例掛金の額の範囲を算出しなさい。なお、解答にあたっては、算出過程をあわせて示すこと。

## 【 第Ⅱ部 】

問題 3. A、B いずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚以内とすること。4 枚以上解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。]

(40 点)

A. 次の表は、平成 26 年財政検証における通常の試算結果とオプション試算Ⅲの高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合の結果の、出生中位、死亡中位、経済ケース E での比較である。

	通常の試算		オプション試算Ⅲ	
	所得代替率 〔 給付水準 調整終了後 〕	給付水準 調整終了 年度	所得代替率 〔 給付水準 調整終了後 〕	給付水準 調整終了 年度
一元化モデル	50.6%	2043	57.1%	2042
比例	24.5%	2020	27.2%	2022
基礎	26.0%	2043	30.0%	2042
(従来モデル)	(51.6%)		(58.4%)	

試算の前提としている制度は

- ① 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の 40 年（20～60 歳）から 45 年（20～65 歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
    - ・平成 30 年度より納付年数の上限を 3 年毎に 1 年延長。
    - ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。
  - ② 65 歳以上の在職老齢年金を廃止。
- である。

この結果について、公的年金制度の給付水準、支給開始年齢、在職老齢年金制度、拠出給付倍率（払った保険料総額と受け取る年金総額との比率）に触れながら、所見を述べなさい。

B. 今般の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 63 号）」、および、この法律の制定に伴う政令・省令・通知の改正について、次の（1）、（2）の各問に答えなさい。

（1）当該改正の背景および趣旨について答えなさい。

（2）ある総合型の厚生年金基金が上乘せ給付の再建について検討している。複数の選択肢をあげ、その留意点を述べたうえで、状況に応じたアドバイスをしてください。

以上

## 年金 2 解答例

### 【第 I 部】

#### 問題 1

(1)	設問	○か×を記入	×の場合に正しい内容を記入
	ア	×	「平成二十六年四月一日」→「平成二十六年十月一日」
	イ	×	「特別掛金額」→「補足掛金額」
	ウ	×	「代行部分の 1.5 倍かつ最低積立基準額」 →「代行部分の 1.5 倍又は最低積立基準額」
	エ	○	
	オ	○	

(2)	A	一月	B	三分の二
	C	三分の二	D	書面または口頭
	E	三分の一	F	四分之三
	G	二分の一		

(3)	A	給付水準の引下げ	B	選択一時金の停止
	C	在職等による支給停止	D	均等割
	E	時間の経過とともに納付額が減少する設定	F	厚生年金本体のリスク
	G	報酬総額		

(4)	A	再評価	B	指標
	C	下回ってはならない	D	国債の利回り
	E	積立金の運用利回りの実績		

(5)	A	(ケ)	B	(コ)
	C	(ス)	D	(オ)
	E	(カ)	F	(セ)

問題 2

(1)

①
(純資産額)
基金の運用利回りの過去五事業年度の実績の平均と基金の予定利率のうちいずれか低い率、計画作成時における最低積立基準額の予定利率に相当する率又は厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えないこと。
(最低責任準備金)
厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りとする。なお、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの実績が確定している期間については、当該実績を用いること。

②
①原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて解散予定日における積立目標とする債務に対する積立水準が低下しないものであること。
計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合にあつては、解散予定日における最低責任準備金に対する積立比率が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。
②原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が低下しないものであること。

問題 2

(1)

③
標準掛金のみ算定結果に基づいて計画を変更し、遅くとも当該財政計算の基準日の翌々日から起算して一か年以内（給付の変更の場合にあつては当該変更に係る規約変更の適用日）に当該計画を実施すればよいこと。
なお、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適用であると年金数理人が判断した場合には、その合理的な理由を記載した所見を添付することで、変更後の解散計画を数理に関する書類として提出することができること。

問題 2

(2)

①
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政再計算を行う基金（ただし、解散計画等を作成した基金を除く。）</li><li>・ 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたことによる変更計算基礎書類を厚生労働大臣に提出する基金</li><li>・ 事業年度の末日において最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に 1.5 を乗じて得た額を上回っている基金</li></ul>

②
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 算定基準日は、厚生労働大臣の定める月に規定する月の 13 月前の月の末日とすること。</li><li>・ 直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率（予定利率及び死亡率を除く。）を用いること。</li><li>・ 免除保険料率を決定する月の 4 月前の月の末日までに厚生労働大臣あてに届出を行うこと。</li></ul>

問題 2

(3)

①
(前納額の合理性について)
・ 前納しようとする日における年金給付等積立金の額から前納しようとする額及び前納済額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回っていることを確認する。
・ 前納済額と前納しようとする額との合計額が、責任準備金相当額の範囲内となっていることを確認する。
(最低責任準備金の評価方法について)
・ 前納しなかった場合の最低責任準備金から前納金の利子相当額を控除して評価する。

②
・ 前納にあたっては、将来返上を実施していることが条件となっているため、将来返上の認可手続きが必要。
・ 財産目録等の承認により責任準備金相当額が確定した時点で、前納済額が当該責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について還付されることを除き、前納した責任準備金相当額については還付できない。資産の枯渇に注意する必要がある。
・ 解散計画等を実施中の場合、前納金相当の資産および最低責任準備金が増減しなくなること、また、免除保険料分の掛金が減少するため、基準を充足できなくなる可能性がある。
なお、上記以外にもふさわしい内容が記載されたものは加点する。

問題 2

(4)

①
<p>毎事業年度の末日を基準日として、以下に掲げる①～③の検証を行うこと。また、このほか、財政運営の健全性確保のための早期見直しの必要性について、年金数理人の助言を踏まえて主体的に検討を行うこと。</p> <p>①当該基準日現在の純資産額が責任準備金の額を下回っていないかどうかの検証</p> <p>②当該基準日現在の純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成二十六年度の末日の場合は0.96、平成二十七年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）を下回っていないかどうかの検証</p> <p>③当該基準日現在の純資産額が最低責任準備金の150%（当該基準日が平成二十六年度の末日の場合は110%、平成二十七年度の末日の場合は120%、平成二十八年度の末日の場合は130%、平成二十九年度の末日の場合は140%）を下回っていないかどうかの検証</p>

②
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純資産 = 流動資産 + 固定資産 - 支払備金 - 流動負債 = 16,000</li> <li>・ 最低積立基準額 <math>\times 0.96 = 24,000 \times 0.96 = 23,040</math></li> <li>・ 最低責任準備金 <math>\times 1.05 = 18,000 \times 1.05 = 18,900</math></li> </ul> <p>純資産 &lt; Max(最低積立基準額 <math>\times 0.96</math>, 最低責任準備金 <math>\times 1.05</math>)          となっている。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低積立基準額 <math>\times 0.86 = 24,000 \times 0.86 = 20,640</math></li> <li>・ 最低責任準備金 <math>\times 1.10 = 18,000 \times 1.10 = 19,800</math></li> </ul> <p>純資産 &lt; Max(最低積立基準額 <math>\times 0.86</math>, 最低責任準備金 <math>\times 1.10</math>)          となっており、かつ、解散計画等も実施していないため、財政計算を行う必要がある。</p>

問題 2

(4)

③
<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産額の最低責任準備金に対する比率に応じた額 (ア)</li> </ul>
$(ア) = \text{純資産が最低責任準備金を下回る額} (2,000) \div 5$
$+ \text{最低責任準備金} \div 200 = 490$
<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産額の最低積立基準額に対する比率に応じた額 (イ)</li> </ul>
$(イ) = (\text{純資産が最低積立基準額を下回る額} (8,000) - \text{最低積立基準額} \times 0.2) \div 5$
$+ \text{最低積立基準額} \div 60 = 1,040$
<p>最低責任準備金 <math>\times 130\%</math> (23,400) <math>&gt;</math> 最低積立基準額 <math>\times 0.8</math> (19,200) であるため、</p>
<p>(イ) に以下の数値 (b) を加算して (イ) とする。</p>
$(b) = (\text{Min}(\text{最低積立基準額}, \text{最低責任準備金} \times 130\%) - \text{最低積立基準額} \times 0.8) \div 10$
$+ (\text{Min}(\text{最低積立基準額}, \text{最低責任準備金} \times 130\%) - \text{最低積立基準額} \times 0.9) \div 30$
$= 420 + 60 = 480$
$(イ) = (イ) + (b) = 1,040 + 480 = 1,520$
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度における最低積立基準額の見込み額から平成26年度の最低積立基準額を控除した額 (ウ) = 54</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特例掛金の下限</li> </ul>
$\text{Max}((ア), (イ)) + (ウ) - \text{平成27年度における掛金の額} = 1,520 + 54 - 1,055 = 519$
<ul style="list-style-type: none"> <li>特例掛金の上限</li> </ul>
$\text{純資産が最低積立基準額を下回る額} + (ウ) - \text{平成27年度における掛金の額}$
$= 8,000 + 54 - 1,055 = 6,999$
<p>拠出可能な範囲は、519百万円以上、6,999百万円以下となる。</p>

## 【第Ⅱ部】

### 問題 3-A

#### ～解答のポイント～

- ・与えられた語句を用いて自分の考えをわかりやすく書くこと。
- ・知識だけを羅列した答案となっていないこと。

#### ～解答例～

公的年金では平成16年の制度改正により保険料固定方式のもとで給付水準についてマクロ経済スライドを導入することにより財政を安定化させることとなった。これにより保険料（率）負担の将来像が明確化された反面、公的年金の給付水準については少子高齢化等の影響を受け段階的に引き下がる見通しであるが、公的年金の給付水準は厚生年金について定量化した議論をすることとなり、基礎年金の給付水準についての議論があまりされてこなかった。

その後の財政検証で基礎年金のマクロ経済スライド実施期間が厚生年金に比べて長くなることが見込まれたことから、基礎年金の給付水準についての議論が活発に行われるようになった。老後生活の基礎的消費支出を賄うという考え方で導入された基礎年金であるが、その後の変遷を経て基礎年金の絶対的な給付水準を議論することは少なくなってきた。しかしながら、例えば厚生年金被保険者の標準報酬月額に対する割合といったような相対的な給付水準について、その将来見直しを行うことは可能でありこの経年変化を見ながら議論することはできる。

今回の財政検証ではまさにそうした議論のための素材としてオプション試算が公表されたものと理解するのが妥当であろう。

これを具体的に見てみると、通常の試算では基礎年金のマクロ経済スライド実施期間は厚生年金と比較して20年以上も長いことがわかる。この結果、基礎年金の所得代替率は26.0%までに低下する見込みとなっている。現在の男子の標準報酬月額の平均はおよそ35万円であり夫婦合わせた基礎年金が13万円であることからその割合は約37%である。これがおよそ30年後に10%ポイント低下するわけであるから、現在の額として1人当たり月額1.8万円程度の引き下げ効果となっている。夫婦で月額約4万円の減額はやはりインパクトが大きいであろう。

これに対してオプション試算Ⅲでは、基礎年金が40年間のフルペンションというものを変更し45年間納付できるようにしその分を給付に反映するという前提としている。つまり納付期間を延長して給付の厚みを確保しようとするものである。この結果、どのくらいの者が40年を超えて保険料納付をするかははっきりしないが、厚生年金の給付水準は通常試算の50.6%から57.1%に改善することが見込まれている。内訳を見てみると、比例では24.5%から27.1%へと1割の改善、基礎では26.0%から30.0%へと1.5割の改善となっていて、マクロ経済スライド実施期間に大きな違いがないことからスライド調整分の差は無視できるので、この差の大半は保険料納付期間の延長によるものと考えることが出来る。比例よりも基礎の方が改善の割合が高いということは厚生年金以外の被保険者、特に国民年金被保険者の納付期間がかなり伸びるという前提となっていることが予想される。厚生年金においては65歳以上の在職老齢年金制度を廃止するという前提となっているので、この部分が国民年金との差となって現れているのかもしれない。この場合、在職老齢年金制度の廃止が巷間言われているような就業促進ではなく、逆に就業抑制という形になっているとも考えられるが、厚生年金の平均加入期間が国民年金と比べて長いことが原因とも考えられる。

また、支給開始年齢の引上げを行わず在職老齢年金制度の廃止を行うことは労働経済学者の主張するところであろうが、高齢者に多い会社経営者が満額の年金を受給しさらに高い報酬を得るといった点に対する批判もあるところである。逆に、一律の支給開始年齢引上げは、繰上げ減額支給制度を設けたとしても何らかの理由で働き続けられない社会的弱者に対して集中的に給付水準引き下げを行うものとなり世の批判は避けられないだろう。この中間となる在職老齢年金制度はもっと評価されるべきであるが、その点に関する試算結果も十分ではない。もっと丁寧な議論を進めるうえで詳細な結果の公表が待たれるところである。

とはいえ、このオプション試算Ⅲの結果からは、基礎年金の納付できる期間を延長しさらに65歳以降の在職老齢年金制度の廃止をすることは給付水準の確保につながり問題は解決できるように感じられる。だが、本当にそうなのであるか？

実は、公的年金の議論においては、拠出給付倍率いわゆる損得論というテーマがある。これは、古くは公的年金不要論（私的年金に加入する方がずっと得）や世代間不公平論（不公平をなくすために積立方式に移行せよ）といった場面でその根拠となるものとして使われてきており、公的年金について真面目に議論する際の余計なテーマのように扱われてきた。

しかしながら、賦課方式を基礎とする公的年金において給付水準を引き上げることはその時の現役世代の保険料負担を引き上げることにつながるはずである。過去の公的年金の給付水準の引き上げは、乗率や単価の引き上げ、スライド制度の導入などまさに後代負担の引き上げに直結するものばかりであった。この結果、世代ごとの拠出給付倍率は大きな差が生じるようになってしまい、特に若い世代において公的年金に対する信頼が著しく損なわれる状況となっている。とすれば、今後の給付水準の引き上げの議論においては、拠出給付倍率がどのように変化するかを示した上で進めていく必要があるのではないだろうか。

確かに今回の給付水準を確保する手段はかつてのような乗率や単価の引き上げではない。保険料納付期間の上限を改めようとするものであり、これまでの試算で言うならば国民年金の保険料納付率が高まるというものに匹敵するのかもしれない。だが、保険料納付期間は徐々に伸びていくものであり、その間に少子高齢化は着々と進んでいくのであるから、世代ごとにみた拠出のあり方と給付のあり方はおのずと異なってくるはずである。それを表す指標として拠出給付倍率があるのだから、改正案の評価として世代ごとの拠出給付倍率を示した上で議論を進めていくべきであろう。

今回の財政検証では数多くの試算が公表されたことは大いに評価したい。さらに議論を深めていくために、拠出給付倍率などもっと細かな試算結果が公表されることを望みたい。

### 問題 3-B

#### (1) 当該改正の背景および趣旨について

##### ・背景

近年、金融危機などにより金融市場の変動が非常に大きくなっており、また、長期にわたる金利水準の低下に伴って確実に得られる利回りが低下するなど、基金の資産運用を取り巻く環境は不安定さを増している状況にある。また、高齢化の進行や産業構造の変化に伴い、基金の加入者に対する年金受給者の割合、すなわち「基金の成熟度」が高まっており、年金債務の規模に比して支え手が少なくなる傾向が続いている。このため、いったん大きな積立不足が生じた場合に、掛金の引上げ等により積立水準を回復することが難しくなっている。

これらの要因が複合的に進行した結果の一つの現れが、代行割れの構造化であるが、こうした状況は、代行割れ基金以外にも共通するものであり、上乘せ部分も含めて十分な積立てが行われている財政基盤の強固な一部の基金以外については、上乘せ資産（企業年金部分）に代行資産（厚生年金本体からの預かり金）を加えた大きな資産を保有することは、基金の財政運営上も、基金の事業主・加入員等のみならず代行資産を基金に託している厚生年金本体の事業主・加入員にとっての大きなリスクとなっている。

こうした基金を取り巻く構造的な変化に対応し、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入員が負うべき役割とリスクを再整理することが必要となったため、今回の制度改正が行われるものである。

##### ・趣旨

上記の状況に鑑みれば、上乘せ資産に代行資産を加えた大きな資産を保有することにより、基金の財政運営上、大きな追加負担のリスクを負っている状況となっている。

これに対し、現在の基金の運営を企業年金部分に特化した場合、代行資産については厚生年金本体が管理することになるため、基金に追加負担のリスクは生じず、加入員・事業主等のリスクは企業年金部分のみに限定することが可能となる。

今回の制度改正は、特例解散等の創設により、基金の解散・代行返上等を進めるとともに、他制度への移行支援等のための措置をあわせて講ずること等により、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入員の役割とリスクの範囲を再整理するものである。

## (2) 所見

～解答のポイント～

### 1. 選択肢

- ①代行返上 or 解散
- ②解散→総合型DB or 各事業所毎
- ③総合型DB→加入者のみ or 受給権者含む
- ④各事業所毎→DB or DC or 中退共

### 2. 留意点、アドバイス

- ①代行返上は全事業所の同意が必要となり、総合型厚年基金では困難なケースが多い
  - ・分割や一部代行返上というスキームがあるが現実的には難しい
- ②追加拠出が極力発生しない制度の構築が必須
  - ・総合型で掛金の引上げは難しいことから、予定利率が5.5%等高い場合には給付減額が必要
  - ・受給者減額は通常は困難であり、成熟度が高い基金については加入者の減額幅が大きくなる
  - ・この場合に、加入者の同意が得られるか。または、今後続けていく制度として相応の給付水準となるか
  - ・受給者減額なしでは新しい制度の形が描けない場合には解散し、参加したい事業主だけ集まり新たに総合型のDBを立ち上げることも選択肢
  - ・受給権者については分配金を原資に年金給付を行うか、現行給付と分配金の間で可能な水準まで給付を維持するか
  - ・解散は同意なしで受給者の給付減額することになるため、受給権保護の観点で慎重な検討が必要。
  - ・追加拠出が一切発生しない制度としてはDC、中退共という選択肢
  - ・特別掛金の償却期間の経過措置（30年）は、経過措置の利用により非継続基準で掛金が発生しないか検証が必要。また、終身部分の廃止により一時金選択者が増えるような場合には、資産が枯渇してしまうリスクもあり経過措置の利用には注意が必要

③解散で総合型DBを立ち上げるには、総合型DBのメリットの周知が必要

- ・単独DBに移行する場合には総合型制度の会計メリットがなくなる
- ・単純に分配する場合、厚年基金上乗せ部分が退職金の内枠だどキャッシュフローの平準化効果がなくなり、退職金の外枠だと不利益変更となる
- ・不利益変更の場合には、解散の同意が従業員が得られるのか

④総合型DBの制度設計について

- ・総合型であれば可能か限りシンプルな制度設計が理想
- ・給与を使用しない設計で運営負荷軽減
- ・ただし、発足時から特別掛金があるようなケースは、特別掛金まで定額制とすると不公平が生じてしまう可能性あり

～解答例～

上乗せ給付の再建については、厚生年金基金と同様の確定給付の制度であるDBが検討の中心となるが、その他にも、DC、中退共という選択肢がある。また、設立形態としては厚生年金基金と同様の総合型と、単独設立があるが、総合基金の再建として総合型を前提とした検討を行う。

中小企業から構成される総合基金の多くは事業所間で掛金負担能力に差があるため、掛金負担を増やすことは難しく、過去に設定した高い予定利率（運用目標）のまま財政運営してきた基金が多い。再建にあたっては、加入事業所の賛同を得るためにも追加負担の発生しにくい制度の構築が必要であり、予定利率の引き下げは避けられないと考えられる。

しかし、単に予定利率を引き下げただけでは掛金負担が増加してしまうため、給付水準の見直しを行う必要がある。DBは厚生年金基金よりも給付設計の制約が少なく、主なものとして終身年金がDBでは必須でない点が挙げられる。そのため、給付水準の見直しを行うにあたっては、まずは終身年金の減額または廃止が考えられ、その他、年金受給期間中の給付利率の引き下げも考えられる。

終身年金廃止については、将来の死亡率改善による追加掛金負担リスクも軽減できるため長期的な制度の安定化に寄与することになる。代行返上の場合、受給権者の給付水準の見直しは実現困難であり、給付水準の見直し対象は現実的には加入者のみとなるが、基金の財政状況や成熟度によって、上記の減額で現行掛金負担の範囲内で新制度が構築できるケースと、できないケースがある。構築できる場合には、一時金で取得した場合の水準は現行と変わらないこととなるため、事業主だけでなく加入者の理解も得やすくなると考えられる。

また、給付設計について、多くの総合基金で採用している平均給与比例制度からキャッシュバランス制度（CB）に変更することで、追加掛金負担リスクを抑制することができる。実績連動型のCBとする場合には、運用による追加掛金負担リスクを大幅に軽減することが可能となる。

ただし、運用結果が給付に大きな影響を与えるため、基金・事業主の加入者・受給者への説明責任が増す点に留意する必要がある。また、定率のCBも考えられる。運用リスクの抑制効果はないが、再評価率と予定利率を同一とすることで人員変動の予測と実績が乖離した場合に発生する不足金を抑制することが可能であり、他事業所の急なリストラ等も有り得る総合型制度に適している制度と言える。

総合型DBへの移行については、代行返上の他、今般の法改正により可能となった、解散後に分配金を原資に新規にDBを設立するスキーム（解散スキーム）がある。解散スキームの場合には受給権者の減額に同意等が必要なく、財政状況が悪い場合には小額の分配金の支給のみになってしまうため、受給権者の受給権保護の観点より、採用するとしても真にやむを得ない場合に限るべきであると考えられる。

前述のとおり、代行返上の場合には、受給権者の給付水準の引き下げは現実的には困難であるため、成熟度が高い基金や、財政状況が悪い基金については、加入者の給付水準を大幅に下げても掛金負担が現行水準を超えてしまうケースがある。今般の法改正において設けられた30年償却等の経過措置でも掛金負担の増加が抑制できない場合には、解散スキームの採用の検討もやむを得ないと考えられる。

解散スキームの場合、給付を設計するにあたって、受給者への分配金の水準に対して、DBの加入者の給付水準が大幅に高くないように留意する必要がある。加入者・受給権者間の給付格差を是正する方法としては、まず分配金の算出方法を受給権者優先とすることが考えられるが、解散直前の分配方法の変更は、成熟度が低い一部の事業主の理解を得られない可能性が高いため、慎重な検証と議論が必要と考えられる。

また、別の方法としては、新設するDBで受給者についても受け入れ可能として、分配金に上乗せした給付を支給することが考えられる。

代行返上と解散スキームのその他の主な相違点としては、代行返上は現行の加入事業所全てが同意し全事業所で移行するのに対し、解散スキームは移行したい事業所のみで移行することになる。

安定的で掛金負担の増加リスクが小さい魅力的な制度を構築しても、多くの事業所から構成される総合基金では不参加の事業所が発生する可能性は十分にある。この場合も、解散スキームを採用せざるを得ない場合の1つと考えられる。その他、不参加事業所が存在する場合の制度移行スキームとしては、参加事業所グループと不参加事業所グループで代行返上前に基金分割を行う方法や、参加事業所グループのみ一部代行返上を行い、残りが解散するという方法があるが何れも事務等が煩雑になる可能性があるため、採用する場合にはよく実現可能か検証する必要がある。

また、代行返上前に不参加事業所が任意脱退するという方法もあるが、この場合には一括拠出金が発生する可能性が高いことから不参加事業所の理解を得るのは難しいケースが多い。

現行と同水準の掛金負担で、将来の追加掛金リスクが抑制された制度を構築することは多くの事業所の賛同を得ることに繋がり、制度の再建可能性を高めることができるが、DBである以上は追加掛金リスクを完全に無くすことはできないため、将来の追加掛金リスクを完全に無くしたいという事業所が多い場合にはDCでの再建も検討することが考えられる。

加入者にとってDCは、マッチング拠出等の利点が大いなもの、運用リスクを負うことになるため、基金・事業主は十分な説明を行い加入者の理解を得るとともに、加入者に配慮した掛金設計を行い、また実効性のある投資教育を行うことが重要となる。また、総合型DCの利点としては、事業所毎に掛金水準を柔軟に設定することができる点が挙げられる。

総合型DBでも給付区分を設定することで事業所毎に掛金水準・給付水準が異なる制度設計が可能となるが、不足金が発生した場合の取り扱い等、運営の負荷が増加するデメリットがあり、また、事業毎の掛金設定となることで会計上の利点である総合型確定給付年金制度の例外処理が適用できなくなる恐れもある。

大部分の事業所は掛金負担を現行の範囲内にすることを選択すると考えられるが、事業所の中には、会計上の費用変動リスク軽減等のために退職金からDCへ追加移行しDC割合を拡大したい先や、公的年金が縮小する中、退職金増額や自助努力の促進のためのDC拡大（マッチング拠出可能額拡大）を将来的に検討する意向の先もあると考えられるため、掛金設定の自由度が高い総合型DCについても十分検討に値するものと考えられる。

なお、DCで制度を再建する場合の留意点としては、受給権者を移行することができない点と、過去分の給付がDCに持ち込む分配金に限られてしまう点にある。したがって、DC掛金設定にあたっては、加入者・受給権者間の給付格差、加入者間の世代格差についての検証が必要があり、格差が解消できない場合には、DBとDCの併用等により格差が是正される制度設計を構築することが重要になると考えられる。